第1回南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会 次 第

日時:平成30年6月12日(火)

午前10時~ 場所:本庁舎2階 正庁 開会 1 2 委嘱状交付 市長あいさつ 3 市民検討委員会について・・・・・・・隆料1 4 委員長及び副委員長選出 5 事 6 議 (1)会議の公開について・・・・・・・ 資料2 (2) 新庁舎建設基本計画について 〈 資 料 〉 新 庁 舎 建 設 に 向 け た 概 要 に つ い て ・ ・ 資 料 3 〈資料〉基本構想について・・・・・・・・資料4 ◎基本計画の目的・内容について・・・・・ 資料 5 (3) 基本計画策定スケジュールについて・・・ 資料 6 (4) 市民アンケートの実施について・・・・・ 7 その他 (1) 次回会議 7月5日(木) 午前10時~本庁舎4階議員控室 (2) 視察研修・・資料8 7月25日(水)

田村市、福島市又は須賀川市のうち2市

8 閉 会

南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、南相馬市新庁舎建設基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、その内容について検討するため、南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 新庁舎建設の基本計画策定に必要な事項に関すること。
 - (2) その他新庁舎建設について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 公共的団体等の代表者又は構成員
 - (3) 市民から公募した者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者を委員とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集 し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に開催される会議 は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

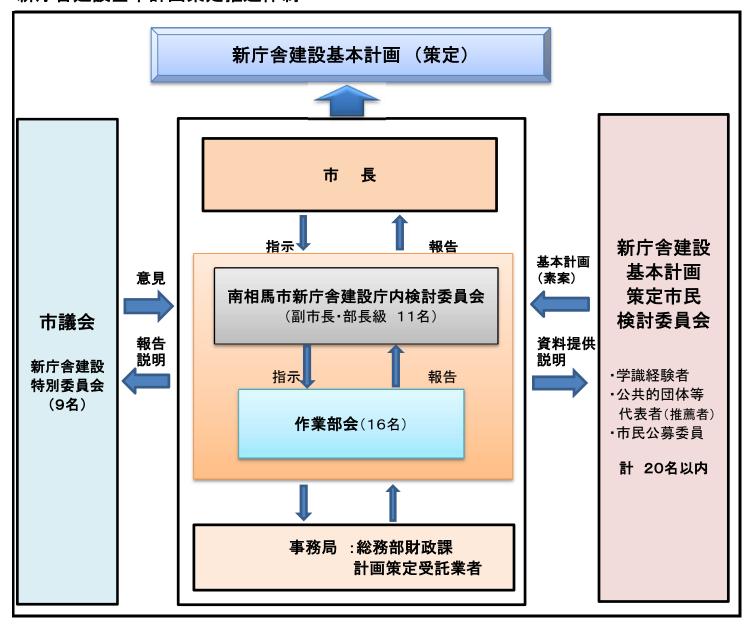
(会議の意見聴取等)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、新庁舎建設担当課において処理する。 (その他)
- 第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な 事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

新庁舎建設基本計画策定推進体制



会議の公開について(案)

1 会議の公開

- ①本市における他の審議会、委員会等については、特段の事情がない限り公開としていることから、本委員会もこれに準じ、原則公開するものとする。
- ②ただし、会議の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案がある場合は、改めて協議を行うものとする。
- ③非公開とする場合は、その理由を公表することとする。

2 会議録及び配布資料の公開

- ①会議録は要点のみとし、委員長は委員長、その他の委員は委員と表記する。
- ②会議録及び配布資料(以下「会議録等」という。)は、事務局での閲覧及び市ホームページへの掲載の方法により原則公開とする。
- ③ただし、会議録等の一部または全部を非公開とする必要があると考えられる事案がある場合は、改めて協議を行うものとする。
- ④非公開とする場合は、その理由を公表するものとする。

※ 非公表とする場合の目安

- 特定個人の権利利益を害するおそれがある場合
- ・率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合
- ・ 公 開 し な い 条 件 で 任 意 に 提 供 さ れ た 資 料 等 が あ る 場 合 等

新庁舎建設に向けた概要について

1 内容

本市の執務室の中核を担う本庁舎は、建設後49年が経過(昭和43年建築)して老朽化が進行しており、さらに、庁舎が分散型の配置であるため、市民の利便性と行政効率の低下を招いている。

このことから、耐用年数の時期を鑑み、新たな庁舎建設について計画を進めるもの。

2 これまでの経過

(1) 平成27年度【新庁舎建設基金条例制定】

- ① 平成28年3月議会定例会において、「南相馬市庁舎 建設基金条例」制定について承認され、毎年度2億円 積み立てを実施している。
- ②新庁舎建設の財源として最も有効な合併特例債の活用を図るものとして、平成37年度末までの完成を目途に進めることとした。

(2)平成28年度【新庁舎建設庁内課題検討委員会(WG)】

庁内職員により構成した庁内課題検討委員会(WG)において、既存庁舎が抱える課題の洗い出しや新庁舎に求められる機能等について検討を行った。

(3) 平成29年度【新庁舎建設庁内検討委員会】

副市長を委員長とし、関係部長で構成した新庁舎建設 庁内検討委員会(下部組織:作業部会)を設置し、新庁舎建設に関する基本構想について策定した。

基本構想【概要版】及び基本構想については、別添のとおりである。

(4) 新庁舎建設基本構想について

新庁舎建設基本構想は、現本庁舎が抱える課題や新庁舎の必要性を確認し、本市の目指す本庁舎のあり方や今後策定する「基本計画」及び「設計業務」に活かすための基本的な方針を示すために職員により策定したもの。

基本構想 \rightarrow 基本計画 \rightarrow 基本設計 \rightarrow 実施設計(方針)(設計与条件)(空間構成具体化)(施工図面)

※参考 新庁舎建設庁内検討委員会検討経緯

開催日	会 議 名	内容
H 29.7.3 (月)	第1回検討委員会	①検討事項の調整
		②全体スケジュール
H 29. 7.14(金)	第1回作業部会	①作業部会の作業について
		②新庁舎の必要性について
H 29.8.1(火)	先 進 地 視 察	須 賀 川 市 (H 29.3 竣 工)
	作業部会員	相馬市 (H28.9 竣工)
H 29. 8.22(火)	第2回作業部会	①前回までの再協議
		② 基 本 理 念 · 基 本 方 針
		③配置する部署・組織等
H 29. 9.29(金)	第3回作業部会	①前回までの再協議
		② 庁 舎 の 規 模 想 定
		③ 組 織 の あ り 方
H 29.10.13(金)	第4回作業部会	①前回までの再協議
		② 候補地の検討
H 29.10.25(水)	第 5 回作業部会	①前回までの再協議
		②候補地の比較内容
H 29.11.2(木)	第2回検討委員会	① 本構想(素案)の中間調整
H 29.11.17(金)	第6回作業部会	①検討委員会からの修正報告
		②新庁舎建設に向けた具現化
		について
H 30. 1.26(金)	第7回作業部会	基本構想(素案)の最終調整
H 30. 2. 8(木)	第3回検討委員会	基本構想(素案)最終確認決定

3 今後の予定について

(1) 平成30年度

- ①市民を中心とした新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会を設置し、新庁舎建設基本計画(素案)を策定。
- ②委員会の委員については、学識経験者、各種団体代表者及び公募(一般市民)委員などで構成し、20名以内で構成。

(2) 平成31年度以降

平成31~33年度:基本設計・実施設計

平成34~36年度:建設工事

平成37年度:新庁舎開庁

南相馬市新庁舎建設基本構想【概要版】

第1章 新庁舎建設の必要性

1. 庁舎の現状と課題

≪ 5 庁舎の概要≫

7 IL	1# \#	7.T. r.+ :	工 (主 / m - 2)	7.4.45 F. G.	エロケギ	4マ・ロ ケーツト	ナルエ7 空 か	# +
名 称	構造		面積(㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	主な配置部	備考
		地階	809.25				総務部	
		1階	1,033.16				市民生活部	
		2階	977.62	昭和43年度	50年	49年	建設部 会計•議会	 現状:雨漏り・配管腐食など
本庁舎	鉄筋コンクリート造	3階	779.76	四和40千及	304	494	選挙管理委員会	近仏・附順が 記目 胸及なる
		4階	813.21				教育委員会事務局	
		塔屋	0.77					
		計	4,413.77					
		1階	253.76					
- エナル	みかったり 17生	2階	249.01	昭和52年度	50年	40年	復興企画部	現状:タイル剥離・配管水漏れ
西庁舎	鉄筋コンクリート造	3階	249.01					
		計	751.78					
		1階	547.45	ᄑᅷᄼᄯᄨ	38年	00/5	健康福祉部	用作。中段工側座会から
東庁舎	鉄骨造	2階	502.11	平成9年度		20年	監査委員	現状:内壁下側腐食など
		計	1,049.56					
		1階	485.31		005	٥.5	経済部	※復旧復興のための人員増に伴い会議室
北庁舎	軽量鉄骨造	2階	484.46	平成26年度	30年	3年	農業委員会	で執務を行っていたことから、環境改善の ため仮設庁舎として整備
		計	969.77					
南分庁舎	鉄筋コンクリート造	平屋	533.46	昭和54年度	50年	39年	建設部 (上下水道)	ー部コンクリートブロック造 現状: 雨漏り
		計	533.46					
	合 計		7,718.34					

≪現庁舎の現状と課題≫

- ①分散配置による市民サービスの低下・・・窓口**の集約・行政事務の効率化など**
- ②老朽化による安全性・経済性の低下・・・施設整備の維持補修費の縮減など
- ③災害時の拠点としての機能不足と耐震性への不安・・・非常時電源の確保など
- ④バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が不十分・・・バリアフリーの対応など
- ⑤狭あいなスペースによる不安・・・窓口でのプライバシーへの配慮・待合室の確保など
- ⑥庁舎内のセキュリティ機能への不安・・・セキュリティの確保・防犯カメラの設置など

2. 新庁舎建設の必要性

課題を解決するための対応が必要であるが、現在の老朽化した庁舎では応急処置的な改修 に留まり、根本的な解決には至らないことから、次のことが求められる。

- ○市民の利便性を向上させるための環境整備
- ○安心して庁舎を利用できる環境整備
- ○非常時における災害対策拠点としての機能強化のための環境整備

安全・安心で誰もが利用しやすい新たな庁舎の整備が必要

第2章 新庁舎の基本理念と基本方針

5つの基本理念に対する基本方針と付加する機能

1. 市民が利用しやすい庁舎

- ・より良い行政サービスを提供できる庁舎
- ・市民が気軽に利用できる庁舎
- ・ユニバーサルデザインを導入した庁舎

〈付加する機能〉

- ・市民サービス窓口機能の集約
- バリアフリーの整備
- ・市民が憩えるゆとりある空間の確保 など

2. 行政事務の機能性・効率性の良い庁舎

- ・プライバシーに配慮した庁舎
- ・組織改革に柔軟に対応できる庁舎
- ・セキュリティ機能を充実させた庁舎

〈付加する機能〉

- ・プライバシーを考慮した相談室等の整備
- ・機能的で効率の良い執務スペースの確保
- ・強固なセキュリティ機能の設置 など

3. 災害対応の拠点施設となる安全な庁舎

- ・耐震性を備えた安心できる庁舎
- ・行政機能が維持できるライフラインが充実した庁舎
- ・災害対応の中枢機能を備えた庁舎

〈付加する機能〉

- ・ 東日本大震災と同程度の震災に耐えられる耐震性の強化
- ・ ライフラインのバックアップ機能の強化
- ・ 災害時の拠点として機能が維持できる安全性の確保 など

4. 環境にやさしく経済性を考慮した庁舎

- ・自然エネルギーを活用した環境にやさしい庁舎
- ・ライフサイクルコストを抑えた経済的な庁舎
- ・ 周辺環境と調和のとれた庁舎

〈付加する機能〉

- ・低消費で長寿命の省エネ機器の導入
- ・維持管理しやすい機器の導入 など

5. 市民が誇りを持てる庁舎

- ・市の「顔」となる庁舎
- ・明るく親しみを持てる庁舎
- ・末永く愛される庁舎

〈付加する機能〉

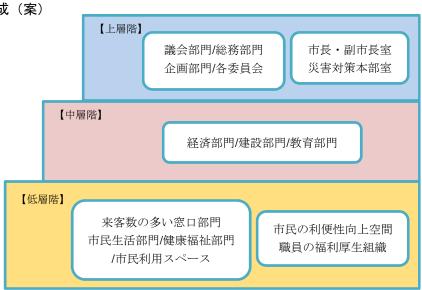
- ・市の象徴となる意匠の採用
- ・3区の一体感が醸成される空間の整備
- ・市民の協働、交流の場となる空間の確保 など

第3章 新庁舎の規模想定

1. 新庁舎に配置予定の部署

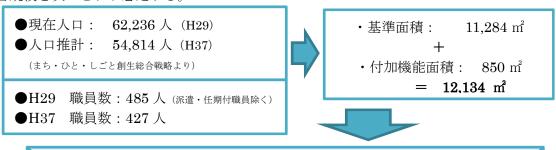
現在5庁舎に分散して配置している部署を原則、新庁舎に配置する。

2. フロア構成(案)



3. 新庁舎の規模想定

将来人口推計、 将来職員数、総務省旧地方債算定基準より、基本構想時点における新庁舎規模を次のとおり想定する。



新庁舎の必要延床面積 約 12,000 ㎡ とする。

4. 駐車場の整備

新庁舎の駐車台数 約 170 台(公用車含む)とする。

第4章 新庁舎の候補地の検討

候補地は、様々な視点から、市民にとって最も利便性が良い場所について、市民と協議を重 ね慎重に選定を行う。

なお、市有地を活用する場合は、次の4か所が考えられる。

≪市有地を活用する場合のプロット図・比較表(抜粋)≫



- 17 4	24n \ // // // // // 82/	受向允许放地(追》) [[代]		1 . 7 2 15 34 11
	① 現庁舎敷地	② 市民文化会館駐車場	③ 萱浜ニュースポーツ広場	④ 高見町敷地(道の駅北側)
敷地面積	・2筆:10,247㎡ (本庁舎6,619.92㎡・北庁舎3,627.59㎡) ・2筆間に市道・民地あり	・3筆合算:10,406㎡ (電力側5,004.83㎡・中側2,919㎡・西側2,483㎡) ・3筆間に法定外道路2か所あり	・1筆:45,391㎡	・3筆合算:14,727㎡
経済性 (費用面) (財政措置)	・現庁舎解体は起債対象 ・仮設庁舎の建設が必要かつ用地確保が伴う ・移転作業は2回必要	・現庁舎解体後、駐車場整備で起債対象 ・法定外道路の付替道路の整備が必要 ・移転作業は1回	・現庁舎解体は起債対象外 ・下水道計画区域だが、整備は当面先であり 原因者負担での敷設工事となる ・移転作業は1回	・現庁舎解体は起債対象外 ・職員用駐車場の敷地の確保が必要となる ・移転作業は1回
利便性 (近隣施設) (交通アクセス)	・中心市街地に隣接し人口重心より南に970m ・現在の本庁舎の場所で認知度は高い ・保健センター、社会福祉協議会に近い ・県道12号線が隣接 ・路線バスが運行している ・JR原ノ町駅から1.5km ・南相馬ICから3.9km	・中心市街地に隣接し人口重心より南に1,100m ・現在の本庁舎近くで認知度は高い ・保健センター、社会福祉協議会に近い ・県道12号線が近接 ・路線バスが運行している ・JR原ノ町駅から1.5㎞ ・南相馬ICから3.9㎞	・市街地から東側で、人口重心より3,800m・国道より東側で認知度は低い・整備予定の災害備蓄倉庫に近く、災害時の迅速な対応が図られる・県有施設(南相馬原子力災害対策センター)が近隣に整備されている・保健センターや社会福祉協議会より離れる・路線バスが運行していない・JR原ノ町駅から2.5km・南相馬ICから7.7km	・市街地から東側で、人口重心より2,600m ・道の駅がすぐ近くにあり認知度はある ・近くに総合病院、消防署及び警察署があ り、災害時の迅速な対応が図られる ・保健センターや社会福祉協議会より離れる ・国道6号線が隣接 ・路線バスの停留所が総合病院前にある ・JR原ノ町駅から1.3km ・南相馬ICから6.6km

第5章 新庁舎建設に向けた具現化

1. 建設手法及び設計業者選定方法

項目	手法
事業手法	直接建設方式
設計業者選定方法	プロポーザル方式

2. 建設費概算

現段階においての新庁舎建設費は以下のとおり想定する。

計	約	7 6	億円
駐車場整備費用(立体駐車場整備の場合)	約	4	億円
解体費用(本庁舎・西庁舎・東庁舎)	約	5	億円
建設費用(設計・外構含む)	約	6 7	億円

3. 建設費の財源

合併特例債の最大限の活用と平成28年度から積立を行っている庁舎建設基金を活用する。

4. 建設スケジュール

<スケジュール(案)>



事業完了年度は、平成37年度を目標に進めていく。

今後は、市民等を交えながらより具体的に庁舎建設に向けた検討・協議を行っていくととも に現庁舎の利活用についても協議する予定である。

併せて具体的な概算事業費や財源計画、スケジュールについては、基本計画段階でも引き続き検討を行っていく。

■新庁舎建設基本計画の目的・内容について

南相馬市新庁舎建設基本計画は、基本構想を踏まえ、現庁舎の課題、新庁舎の必要性、基本理念、付加する機能など、基本設計の前提となる基本的な考え方を整理した上で、庁舎の配置や建設規模、概算事業費、整備スケジュール等を示すことを目的とします。

基本計画の構成案及び主な内容は以下に示すとおりです。

<基本計画の構成案>

序章 はじめに

- 1 検討の経緯
- 2 基本計画の目的・位置づけ
- 〇新庁舎の建設に向けて平成30年2月に基本構想を策定しており、これまでの検討の 経緯を示すとともに、今回策定する基本計画の目的・位置づけについて示します。

第1章 新庁舎の必要性

- 1 現状・課題
- 2 新庁舎建設の必要性
- ○庁舎・窓口機能の分散による利便性の低下、老朽化による安全性の低下、バリアフリー等への対応不足など、現庁舎の現状と課題を整理し、市民アンケート調査結果を踏まえて、新庁舎建設の必要性を示します。

第2章 新庁舎建設の基本理念

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 導入機能
- 〇新庁舎建設の必要性を受けて、新庁舎建設の基本理念を設定し、基本理念の実現に向けた基本方針を設定します。
- ○基本方針を基に、新庁舎が備えるべき基本的機能や付加的な機能等を設定します。

第3章 建設計画

- 1 新庁舎の規模
- 2 建設予定地
- 3 新庁舎の敷地利用方針
- 4 施設計画
- 〇庁舎規模算定の指標となる職員数及び議員数やその他算定の前提条件を整理し、前提 条件や導入機能を勘案して、新庁舎の延床面積及び駐車場面積を設定します。
- ○建設候補地の現状・特性をもとに、庁舎建設による経済的な効果、防災施設機能、交通機能、商業圏への影響等について各建設候補地の適地評価を行い、建設予定地を選定します。
- 〇新庁舎に導入する機能や建設予定地の敷地形状や周辺環境等の立地条件・配慮事項等 を踏まえ、新庁舎の配置パターンや歩行者、自転車、バス、車などの来庁者の動線等 の敷地利用方針を示します。
- 〇空間構成の方針を示すとともに、建設予定地の敷地条件等を踏まえて、平面計画、構造計画、建築設備計画、防災設備計画、景観や経済性等に配慮した立面計画の考え方 や方針を示します。

第4章 事業計画

- 1 建設に係る事業手法
- 2 概算事業費
- 3 建設スケジュール
- ○新庁舎建設に係る事業手法として、適切な事業手法及びその実現性について整理します。
- 〇同種事業の実施事例を踏まえ、新庁舎の建築工事費、外構等の整備に係る概算事業費 等を示します。
- 〇選定した事業手法を基本に、新庁舎建設に係る必要業務と実施スケジュールを示します。

						平成30年					T	平成31年	F	
区分	検討内容等 	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
第1回	・設置について・経過及び今後の流れ (アンケート内容調整)				1 1	1 1								
第2回	・基本理念、基本方針について ・公有地の遊休地について		1 1			1 1								
第3回	・視察研修 田村市又は福島市	1 1	1 1			1 1			1 1	1 1				
第4回	・アンケートの速報提示・新庁舎建設場所の協議		1 1		1 1				1 1	1 1		1 1		
第5回	・新庁舎建設場所の協議・決定(委員会として) ・施設規模の調整		1 1		1 1									
第6回	・付加する機能の検討・協議 ・施設配置などゾーニング提案・協議 ・事業費と整備手法の提案・協議		1 1		1 1	1 1 1 1 1 1 1		1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	
第7回	・基本計画(素案)の調整		1 1		 	1 1								
第8回	•基本計画最終確認		1 1		1 1	1 1			1 1	1 1			! !	
庁内検討委員会	委員会		*			*		*			,	庁職		
	作業部会(必要に応じ開催)				 			· · ·		 				
受託業者	基本計画策定支援業務	入札			<u> </u>									
アンケート	市民アンケート(市民無作為抽出3,000人)					: :	1 1				1 ; ;			
議会	初回報告(市民検討委員会について・進め方)	•		: :			1 1						1 : :	
新庁舎建設特別委員 会	公有地の現地視察	1 1				1 1	1 1	1 1					1 : :	
	中間報告(新庁舎の理念・建設場所ほか)		1 1	1 1	1 1	-		1 1	1 1	1 1	1 1			
	中間報告(付加する機能・ゾーニング・事業費ほか)		1 1	1 1	1 1	1 1	-	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	
	基本計画(素案)報告		1 1		1 1	1 1			1 1			1 1	1 1	
	基本計画		1 1	I I	1 1	1 1		1 1	1 1	1 1	1 1		議案の上程	
地域協議会	・各区協議会へ諮問・報告	1 1		1 1	1 1		1 1	1 1	_	1 1			1 1	
パブコメ	・基本計画(素案)パブリックコメント実施				1 1	1 1	1 1							
市民説明会	- 市内各所													

新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会 開催予定日(案)

	開催予定日 開催場所	内 容
第1回	平成30年 6月12日(火) 午前10時から 本庁舎 2階 正庁	・委員委嘱 ・策定委員会趣旨説明 スケジュールについて ・新庁舎建設基本構想の説明 ・市民アンケートの実施について
第2回	平成30年 7月 5日(木) 午前中 本庁舎 3階 議員控室	・基本計画の基本理念、方針等の確認・協議 ・公有地の遊休地について
第3回	平成30年 7月25日(水) 終 日	・視察研修 田村市・福島市又は須賀川市の2市を予定
第4回	平成30年 8月 6日(月) 午前中	・アンケートの速報提示・新庁舎建設場所の協議
第5回	平成30年 8月21日(火) 午前中	・新庁舎建設場所の協議・決定(委員会として) ・施設規模の調整
第6回	平成30年 9月27日(木) 午前中	・付加する機能の検討・協議 ・施設配置などゾーニング提案・協議 ・事業費と整備手法の提案・協議
第7回	平成30年10月11日(木) 午前中	・基本計画(案)の調整
予備日	平成30年10月30日(火)	・必要に応じ開催
第8回	平成31年 1月 9日(水) 午前中	・パブリックコメント実施後の意見反映と、最終案の検討・協議

新庁舎建設に伴うアンケート実施について

1 目的

市庁舎の位置や機能など新庁舎の建設に向けた基本的事項について、住民要望を把握し基本計画の策定に向け方向性や導入機能などを検討するための基礎資料とする市民アンケートを実施します。

2 実施概要

対象者:市内在住で18歳以上の男女 (無作為抽出)

基準日:平成30年6月1日

対象数:3,000人

調査期間:平成30年6月18日から7月2日(15日間)

調査方法:調査票による本人記入方式(郵送による配布回収)

回収見込:約35%(1,050件)

調査内容:

①回答者属性(年代、性別、居住地、職業、居住年数)

② 現庁舎の利用

(来庁回数、交通手段、用件、滞在時間、不便な点、あり方)

③ 建 替 え る 場 合

(用地の考え、建設場所、あるべき姿、利便性、付加機能)

④ 区役所のあり方

(今後のあり方、拡充で期待すること、縮小で必要な事務)

⑤ その他自由記載 (意見要望)

庁舎の建て替えについて

今後の区役所あり方について

南相馬市新庁舎建設基本計画策定 市民検討委員会 視察研修の実施

1. 目的

本市の新庁舎建設基本計画の策定にあたって、新庁舎の規模や必要な機能の検討を行っていくため、適切な広さや、配置、市民にとって必要な機能・整備状況について、視察を通じて具体的に把握することを目的とする。

2. 実施時期 平成30年7月25日(水)を予定

3. 確認するポイント

施設整備	・効率性の高い執務環境(ユニバーサルレイアウト)
	・総合受付の案内係、誘導のあり方、窓口動線
	・駐車場からの動線
	・防災機能(非常用発電など)
付加機能	・求められる新たな機能(市民協働スペースなど)の役割
	・市民にも職員にも利便性の良い、必要と考える福利厚生機能
	(食堂・喫茶・売店・ATM・喫煙所・休憩室・更衣室・
	シャワ一室・非常時仮眠室等)
	・窓口サービス機能
	・市民プライバシー保護機能
広さ	・窓口フロア配置、カウンターや待合スペース
	・ユニバーサルデザインを取り入れた利用者動線のとり方
	・会議室、相談室、
	・議場の広さ、形式
その他	・本市庁舎の現状と課題思われる点について解消できると思わ
	れる点
	・工夫されている案内板など
	・新庁舎の整備にともない特に留意した点
	・その他気になる点

3. 田村市の新庁舎

(1) 田村市の概要

人口	36,905人 (H30.4.1末現在)
世帯数	12,691世帯

(2) 新庁舎概要 (~田村市庁舎ご案内より~)

H27年1月 開庁

敷地面積	7, 069. 39 m²
建築面積	2, 743. 95 m ²
延床面積	7, 775. 94 m ²
構造	鉄筋コンクリート造地上4階(一部鉄骨造・免震構造)
駐車場	120台(一般70台)
最寄駅からの距離	約300m(徒歩 約4分 車 約1分)

(3) 各階配置

4階	議会機能
3階	市長・総務部門・選挙管理委員会事務局・庁議室(防災対策室兼務)
2階	産業部門・建設部門・教育部門・監査委員事務局・農業委員会事務局
1階	市民部門・保健福祉部門・会計課・多目的ホール

(4) 新庁舎の特徴(導入機能等)

基本コンセプト

人にやさしい安全・安心な庁舎

機能性・効率性を重視したスリムな庁舎

市民に親しまれる庁舎

環境にやさしく、周辺環境と調和した庁舎

- ・災害時の拠点となるための機能
- ・市民が交流できる多目的ホールや市民交流広場
- ・4階までの吹き抜け、自然通風や自然喚起、採光の機能

(5) 新庁舎建設費

•約30億円

4. 福島市の新庁舎

(1) 福島市の概要

人口	288, 598人 (H30. 4. 1末現在)
世帯数	123,509世帯

(2) 新庁舎概要 (~福島市庁舎ご案内より~)

H23年1月 開庁(東棟のみ)

敷地面積	9, 381. 53m²
建築面積	3, 619. 10m²
延床面積	27, 226. 85m²
構造	鉄筋コンクリート造地上10階(免震構造)(一部鉄骨造)
駐車場	全体計画時 200台(公用車は敷地外)
最寄駅からの距離	約2. 1km (徒歩 約27分 車 約8分)

(3) 各階配置

10階	電気・機械室
9階	水道関係(一部)・監査委員事務局・食堂・展望ロビー
8階	教育部門·水道関係(一部)·ATM
7階	議会機能
6階	商工観光企業関係・環境関係・都市計画公園関係
5階	建設関係・下水道関係・選挙管理委員会事務局
4階	市長室・総務関係・企画関係・危機管理関係・庁議室(兼防災対策室)
3階	財政関係・農政農林関係・農業委員会事務局・売店
2階	税務関係・福祉関係・授乳室
1階	総合案内・総合窓口・会計・市民課・国保年金課・障がい福祉課・銀行

(4) 新庁舎の特徴(導入機能等)

基本コンセプト

安全・安心のよりどころとなる防災拠点づくり

環境共生への取り組み

ユニバーサルデザインの実現

- ・耐震性を備えた庁舎・防災機能の確保
- ・暖冷房の熱負荷の削減・雨水井水利用
- ・照明器具(人感センサー、照度センサー、中央監視室)
- ・わかりやすい案内 ・利用しやすい駐車場
- ・やさしい庁舎(多目的トイレ、オストメイト対応)
- ・安心して利用できる庁舎(音声標識、補聴援助システム)

(5) 新庁舎建設費

・約89億円(その他 用地補償、<u>設</u>計 ラシステム構築45億円)

5. 須賀川市の新庁舎

(1) 須賀川市の概要

人口	76, 251人(H30. 4. 1現在)
世帯数	26,878世帯

(2) 新庁舎概要 (~須賀川市庁舎案内より~)

H29年5月 開庁

敷地面積	新庁舎開庁時	16、683m ²				
	防災広場などの整備完了時	23、110㎡				
建築面積	庁舎棟 3、869㎡	付属棟 434 m ²				
延床面積	庁舎棟 17、020㎡	付属棟 319㎡				
階数	地上6階、地下1階					
構造	免震構造					
駐車場	241台(図書館と合わせると380台)					
自転車/バイク	2 1 6 台 / 2 0 台					
駅からの距離	約1.8km (徒歩 約21分	車 約7分)				

(3) 各階配置

6階	展望階(ウルトラフロア)
5階	機械室
4階	議会機能、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計部門
3階	市長、企画財政部門、生活環境部門、教育部門、防災会議室
2階	企画財政部門、産業部門、建設部門、農業委員会事務局、市民利用会議室
1階	生活環境部門、健康福祉部門、ワンストップ窓口、時間外窓口、売店等
地下1階	駐車場、文書庫、備蓄倉庫、

(4) 新庁舎の特徴(導入機能等)

基本コンセプト

防災の拠点となる安全・安心な庁舎

市民に開かれた利用しやすい庁舎

機能性・柔軟性を重視した庁舎

環境にやさしい庁舎

須賀川を象徴する庁舎

- ・ワンストップ窓口・ブース型カウンター・コンシェルジュの配置
- ユニバーサルレイアウト市民協働スペース
- ·防災広場 · 非常用飲料水貯水槽

(5) 新庁舎建設費

•約95億円

6. 相馬市の新庁舎

(1) 相馬市の概要

人口	35,661人 (H29.5月末現在)
世帯数	14,408世帯

(2) 新庁舎概要 (~相馬市庁舎ご案内より~)

H28年10月 開庁

敷地面積	7, 566. 14 m ²				
建築面積	3, 852. 63 m ²				
延床面積	9, 534. 17m²				
構造	鉄骨造地上4階(免震構造、切妻瓦葺屋根、下見壁板)				
駐車場	4 3 4 台				
駅からの距離	約1. 1km (徒歩 約10分 車 約5分)				

(3) 各階配置

	3階	市長、総務部門、企画部門、監査委員事務局
	2階	議会機能、建設部門、経済部門、農業水産部門、農業委員会
Ī	1階	市民サービス部門、生活環境部門、福祉部門、教育部門、選挙管理委員会

(4) 新庁舎の特徴(導入機能等)

- ・和風建築で統一した景観。
- ・1 階ホールは、市民が気軽に立ち寄る交流の場として、明るく広い空間を確保し、 無料のコーヒーサーバーなどが置かれている。
- ・市民が立ち寄り談話できるサロンのような空間機能は市民の要望を踏まえたもの。
- ワンフロア窓口
- ・自家発電機あり(72時間の発電可)
- ・災害時の避難所としての機能あり

(5) 新庁舎建設費

約49億8千万円

平成30年6月29日まで、FAXまたはEメールで提出してください。

FAX : 0244-24-5214 e $\mbox{$\mbox{$\mbox{$\sim$}}$}\mbox{$\mbox{$\sim$}$$

南相馬市新庁舎建設基本計画策定 市民検討委員会視察研修 事前質問票

委員氏名	
質問事項	
Aluan X	

庁舎建設に関する市民アンケート(案)

<アンケートへのご協力のお願い>

本市の市政執行の中核を担う本庁舎は、昭和43年に建築され、その後、時代の行政 需要に対応するため度々増改築を行うとともに、分庁舎の増設を行いながら現在に至っ ています。

本庁舎は、建設から49年が経過し、老朽化の進行とともに維持補修経費が年々増えています。また、庁舎の増改築や増設により5つの庁舎に窓口が分散していることや、バリアフリー対策が不十分であるために市民サービスの低下を招いていること、さらに執務スペースが狭あいなため多様化する市民ニーズに対応できていないことなど、様々な問題を抱えています。このような問題の解消に向け、新庁舎建設の計画を行っています。

このアンケートは、本市が進める新庁舎建設に関する計画に対する皆様の考えやご意 見を頂き、今後策定する基本計画に役立てていくために行うものです。

大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、このアンケートの趣旨をご理解の上、ご協力を 頂きますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年6月

南相馬市長 門馬 和夫

※調査の実施にあたっては、住民基本台帳から平成30年6月1日を基準とし、18歳以上の市民 3,000人を無作為に選ばせていただきました。また、調査結果は、統計的に処理し集計結果のみ を使用するもので、皆さまにご迷惑をおかけすることは一切ございません。

ご記入に当たってのお願い

- 1 このアンケートは、あて名のご本人がご記入ください。
- 2 回答は、あてはまる項目の番号に〇を付けてください。
- 3 質問には、「1つに〇」「あてはまるもの」のように、回答する数を指定している質問があります。 質問文の案内に沿って回答願います。
- 4 回答は、無記名でお願いします(住所・氏名の記入は必要ありません)。
- 5 ご記入済みのアンケート用紙のみを7月2日(月)までに、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストにご投函願います(切手は不要です)。

南相馬市本庁舎の現状と新庁舎の必要性

アンケートを記入する際の参考資料として、現在の本庁5庁舎(本庁舎・西庁舎・ 東庁舎・北庁舎・南分庁舎)並びに区役所庁舎の現状及び駐車場の状況を記載しまし た。

本庁舎については、経年劣化による給排水及び機械設備(エアコン等)の故障が多々生じており、その都度、原状復帰による修繕を行っている状況であります。

1. 庁舎の現状

≪本庁5庁舎の概要≫

(平成29年度末時点)

名 称	構造	延床面積(㎡)		建築年度	耐用年数	主な配置部	備考
	鉄筋コンクリート造	地階	809.25	· 昭和43年度	50年	総務部 市民生活部 建設部	現状:雨漏り・配管腐食など
		1階	1,033.16				
		2階	977.62				
本庁舎		3階	779.76			会計・議会	
		4階	813.21			選挙管理委員会 教育委員会事務局	
		塔屋	0.77			狄月安貝 云	
		計	4,413.77				
		1階	253.76				
西庁舎	鉄筋	2階	249.01	昭和52年度	50年	復興企画部	現状:タイル剥離・配管水漏れ
四万春	コンクリート造	3階	249.01				
		計	751.78				
	鉄骨造	1階	547.45	亚代0左连	38年	健康福祉部 監査委員	現状:内壁下側腐食など
東庁舎		2階	502.11	平成9年度			
		計	1,049.56				
	軽量鉄骨造	1階	485.31	T-100/-	30年	経済部 農業委員会	※復旧復興のための人員増に 伴い会議室で執務を行ってい
北庁舎		2階	484.46	平成26年度			たことから、環境改善のため仮 設庁舎として整備
		計	969.77				
南分庁舎	鉄筋コンクリート造	平屋	533.46	昭和54年度	50年	建設部 (上下水道)	ー部コンクリートブロック造 現状: 雨漏り
	コンノノー造	計	533.46				
	숨 計		7,718.34				

≪本庁5庁舎の来庁者用駐車場の状況≫

場所	台 数	備考
1本庁舎敷地(本庁舎前)	3 2 台	
2 本庁舎敷地(本庁舎・東庁舎の間)	22台	
3 北庁舎敷地(東側)	27台	
計	8 1 台	
4 旧文化センター駐車場	最大320台	ゆめはっと来場者兼用
合 計	401台	

[※]上記のとおり本庁舎周辺に401台の駐車場は確保されているものの、「ゆめはっと」でイベントが行われる際には、ほぼ駐車場が満車となり小川町の保健センターの駐車場まで利用している状況です。

≪本庁5庁舎の位置図≫



≪小高区・鹿島区役所の概要≫

名 称	構造	延床	面積(㎡)	建築年度	耐用年数	主な配置部	備考
	鉄筋コンクリート造	1階	937.00	平成20年度	50年		吹き抜け構造となっているため、区役所内の温度管理が困
小高区役所		2階	780.00			市民福祉課 産業建設課	難である。
		盐	1,717.00				
	鉄筋 コンクリート造	1階	812.45	昭和40年度	50年	地域振興課 市民福祉課	・H20に耐震改修、トイレ改修 実施
鹿島区役所		2階	869.80		304	産業建設課	・1階の床が歪んでいる。 ・壁・床・扉の劣化が著しい。
		計	1,682.25				

≪小高区・鹿島区役所の来庁者用駐車場の状況≫

場所	台 数	備考
小高区役所敷地 (前)	30台	
鹿島区役所敷地(前)	15台	

≪本庁舎における現状と課題≫

- ①分散配置による市民サービスの低下・・・窓口の集約・行政事務の効率化など
- ②老朽化による安全性・経済性の低下・・・**施設整備の維持補修費の縮減など**
- ③災害時の拠点としての機能不足と耐震性への不安・・・非常時電源の確保など
- ④バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が不十分・・・バリアフリーの対応など
- ⑤狭あいなスペースによる不安・・・窓口でのプライバシーへの配慮・待合室の確保など
- ⑥庁舎内のセキュリティ機能への不安・・・セキュリティの確保・防犯カメラの設置など

2. 新庁舎建設の必要性

上記の課題を解決するための対応が必要でありますが、現在の老朽化した庁舎では 応急処置的な改修に留まり、根本的な解決には至らないことから、次のことが求めら れます。

- ○市民の利便性を向上させるための環境整備
- ○安心して庁舎を利用できる環境整備
- ○非常時における災害対策拠点としての機能強化のための環境整備



安全・安心で誰もが利用しやすい新たな庁舎の整備が必要です。

庁舎建設に関する市民アンケート用紙

※返信する際には、このアンケート用紙のみを返信用封筒に入れてください。

I:あなた自身に関することについておたずねします。

Q1 あなたの年齢は(1っに()				
①20歳未満	②20歳代		330歳代		
④40歳代	⑤50歳代		⑥60歳代		
⑦70歳代以上					
Q2 あなたの性別は(どちらかに()				
①男	②女				
Q3 あなたのお住まい	(住民登録をし	ている地区)	は(該当の地	区(CO)	
【小高区】 ①中部	②西部	③東部			
【鹿島区】 ④鹿島	⑤真野	⑥八沢	⑦上真野		
【原町区】 ⑧原町	9大甕	⑩太田	⑪石神	⑫高平	
Q4 あなたの職業は(1つに()				
①会社員・公務員	2	自営業・経営	者 3農	林漁業	
④パート・アルバイト	. 5	家事従事	6 学	生	
⑦無職					
8その他()	
Q5 あなたの本市での	居住年数は(1	つに()			
①1年未満	22	2~4年	35	~10年	
④11~20年	5 2	20年以上			

Ⅱ:あなたの市役所本庁舎等の利用について教えてください。

Q 1	現在、	<u>原町区にある本庁舎等</u> (本庁舎・西庁舎・東庁舎・北庁舎・南分庁舎)	^
	どのく	らいの頻度で来庁しますかについて(1つに○)	

①ほぼ毎日

②週1回以上

③月1回以上

4)年3~4回程度

5年1回程度

⑥訪れたことがない ⇒ Q6へ

Q2 本庁舎等への主な交通手段について(1つにO)

①自家用車(送迎含む)

②バイク

3自転車

)

4徒歩

⑤バス

⑥電車

(7)タクシー

8その他(

Q3 本庁舎等への来庁の利用目的について(あてはまるもの全てにO)

- ①戸籍、住民票、印鑑証明書等に関すること
- ②年金や保険に関すること
- ③税金に関すること
- ④福祉(乳児・高齢・障がいなど)に関すること
- ⑤こどもや教育(保育・幼稚園・学校)子育てなどに関すること
- ⑥農林漁業、商工業、観光などに関すること
- ⑦道路、水道、下水道、建築、住宅などに関すること
- ⑧自治会、地域活動などに関すること
- 9防災、防犯、環境などに関すること
- ⑩生涯学習、スポーツなどに関すること
- ⑪市民相談に関すること
- 12市が開催する会議、説明会など
- ⑬議会の傍聴
- 14資料、情報入手
- 15仕事、業務に関係すること
- 16 その他(

)

Q4 本庁舎等を訪れたときのおおむねの滞在時間は(1つにO) [滞在時間が訪問先によって異なる場合は、平均的な時間をお答えください]

①10分未満

②10~30分未満 330分~1時間未満

41~2時間未満

⑤ 2 時間以上

- Q5 本庁舎等を利用して、不便と感じることはありますか(あてはまるもの全てに〇)
 - ①本庁舎等が分かれており窓口が分散していること
 - ②行きたい部署が何処にあるか分かりにくいこと
 - ③1つの窓口でなく、何か所も回らなければならないこと
 - 4)庁舎内の通路や待合場所が狭いこと
 - ⑤通路やトイレのバリアフリーへの対応が十分でないこと
 - ⑥高齢者、障がい者、外国人の方への配慮が十分でないこと
 - ⑦子育て(おむつ替え、授乳など乳幼児)の方への配慮が十分でないこと
 - ⑧市民同士の交流が図れる場所がないこと
 - 9市民が憩える場所がないこと
 - ⑩相談する場合、プライバシーが十分に確保されていないこと
 - ①駐車場が狭い(足りない)こと
 - 12駐車場が遠くにあること
 - (3)照明が暗い、空調が弱い、快適なところでないこと
 - (4)原ノ町駅から遠いこと
 - (5)路線バスが少ないこと
 - (16)県の施設が遠いこと
 - ①その他()
 - 18わからない
 - 19特に不便と感じない
- Q6 本庁舎等が分散していることについて(いずれかに○)
 - ①統合して1つにするべき
 - ②分野ごとに建物が分散されてもよい
 - ③どちらでもよい

Ⅲ:新たに庁舎を建て替えることに対するあなたの考えを教えてください。

Q 1	新たに庁舎を建て替える場合の用地について	(どちらかに○)
-----	----------------------	----------

- ①財政負担とならないよう市有地
- ②新たに購入する土地
- Q2 新たに庁舎を建て替える場合の建設場所について(いずれかにO)
 - ①現在の本庁舎・近辺を含めた場所
 - ②財政負担とならない建設が可能な市有地を活用した場所
 - ③新たな別の場所
- Q3 新たに庁舎を建て替える「建設場所」として望むことについて (優先度の高い順に1位~3位に該当する番号を下欄に記入)

1位 2位 3位		26	立	3位	
----------	--	----	---	----	--

- ①周辺に公共・公益施設がある場所
- ②地理的に市の中心地に近い場所
- ③公共交通の利用がしやすい場所
- 4)自動車等の利用がしやすい場所
- ⑤現庁舎からあまり離れない場所
- ⑥建替時に仮設庁舎を必要としない場所
- ⑦将来の変化に対応できる敷地を確保できる場所
- 8 その他 ()
- Q4 新庁舎の建設にあたり、新庁舎のあるべき姿として特に重視することは (2つまで○)
 - ①災害時に市民の救援を確実に行える防災拠点であること
 - ②誰もが利用しやすい高い利便性を備えた庁舎であること
 - ③維持管理コストを抑制し、経済性に優れた庁舎であること
 - 44エネルギーなど地球環境にやさしい庁舎であること
 - ⑤市民による多様な交流ができる開かれた庁舎であること
 - ⑥景観・デザインに優れ、市のシンボルとなる庁舎であること
 - **⑦その他(**)

Q 5	新庁舎における防災	(安全・安心)	機能について特に重視す	ることは
	(2つまで〇)			

①庁舎断水に備えたトイレ用の水の確保
②災害時の停電に備えたバックアップ機能の強化
③災害対応時の活動に必要なスペースの確保
④災害時の指示命令の拠点(本部)機能
⑤耐震性が高く安全な庁舎機能
⑥犯対策や情報漏えい対策(セキュリティー)の機能の強化

Q6 新庁舎における窓口等の利便性向上について特に重視することは(2つまで○)

)

①分かりやすい案内表示

⑦その他(

- ②初めての方や外国人にも対応できる総合案内窓口の設置
- ③各窓口の手続きが一ヶ所で出来る総合窓口の設置
- 4 各種手続きなどの利用頻度の高い窓口を低層階に配置
- ⑤たずねやすく、親しみのある窓口対応
- ⑥プライバシーに配慮した相談スペースの設置
- ⑦広い待合スペースの設置
- ⑧ゆとりある駐車場の確保
- 9バス停留所やタクシー乗降場の設置
- ⑩その他()
- Q7 庁舎におけるユニバーサルデザインの導入について特に重視することは (2つまで())
 - ①高齢者・障がい者に配慮した施設づくり
 - ②外国人等にわかりやすい案内表示
 - ③車いす等の利用者に支障がないよう十分な通路の確保
 - 4 各フロアに多機能トイレの設置
 - ⑤トイレ内に非常用ボタンの設置
 - ⑥衛生面に配慮したキッズスペースの設置
 - ⑦利用しやすい授乳室の設置
 - 8 その他 ()

 ①省エネタイプの照明器具の設置 ②太陽光発電設備など新エネルギーの設置 ③維持管理費など抑制できる耐久性の高い構造、設備の導入 ④経済性を重視したシンプルで機能的な庁舎 ⑤市民ニーズに対応でき、部署や機能を柔軟に見直すことが出来る庁舎 ⑥必要最低限で経費を抑えた庁舎 ⑦その他 () ② 新庁舎におけるデザインについて特に重視することは(2つまで○) ①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン ③落ち着きのあるシンプルなデザイン
 ③維持管理費など抑制できる耐久性の高い構造、設備の導入 ④経済性を重視したシンプルで機能的な庁舎 ⑤市民ニーズに対応でき、部署や機能を柔軟に見直すことが出来る庁舎 ⑥必要最低限で経費を抑えた庁舎 ⑦その他() Q 9 新庁舎におけるデザインについて特に重視することは(2つまで○) ①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン
 ④経済性を重視したシンプルで機能的な庁舎 ⑤市民ニーズに対応でき、部署や機能を柔軟に見直すことが出来る庁舎 ⑥必要最低限で経費を抑えた庁舎 ⑦その他() Q 9 新庁舎におけるデザインについて特に重視することは(2つまで○) ①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン
 ⑤市民ニーズに対応でき、部署や機能を柔軟に見直すことが出来る庁舎 ⑥必要最低限で経費を抑えた庁舎 ⑦その他() ② 新庁舎におけるデザインについて特に重視することは(2つまで○) ①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン
 ⑥必要最低限で経費を抑えた庁舎 ⑦その他() ② 新庁舎におけるデザインについて特に重視することは(2つまで○) ①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン
 ⑦その他() ② 新庁舎におけるデザインについて特に重視することは(2つまで○) ①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン
Q 9 新庁舎におけるデザインについて特に重視することは(2つまで○) ①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン
①機能性を優先した効率的なデザイン ②光を多く取り入れた開放的なデザイン
②光を多く取り入れた開放的なデザイン
③落ち着きのあるシンプルなデザイン
④うるおいのある緑と調和したデザイン
⑤歴史や文化を感じさせるデザイン
⑥最小限の機能を持ちシンプルなデザイン
⑦その他()
Q10 新たに庁舎を建て替えるにあたり、「一緒にあるとよい機能」について (3つまで〇)
①こどもが遊べるスペースがあること
②市政情報などの発信閲覧スペースや展示スペースがあること
③打合せやイベントなどに利用できる多目的スペース
④食堂(喫茶店)など食事がとれること
⑤売店など買い物ができること
⑥ATMが設置されていること
⑦最低限の市役所(行政)機能だけでよい
⑧他の公共施設の集約(具体的に)
⑨その他()

Ⅳ:今後の区役所のあり方について教えてください。

現在、市役所は、原町区に本庁舎等(本庁舎・西庁舎・東庁舎・北庁舎・南分庁舎)のほか、小高区と鹿島区に区役所を設置しております。

区役所は、「地域分権・分散型」の合併を目指し、「地域自治区制度」の下、設置しているところです。

今後、人口減少による職員の減少や区役所の老朽化に伴う維持管理経費が懸念されます。このことを踏まえ、将来の区役所のあり方についてお聞きします。

- Q1 今後の区役所(行政サービス)機能のあり方について(いずれかに○)
 - ①更なる身近な行政サービスを行うため、区役所機能の拡充 ⇒ Q2へ
 - ②地域住民のニーズに対応するため、現在の区役所機能を維持 ⇒ 次ページへ
 - ③人口減少に伴い行政の効率化を図るため、区役所機能の縮小 ⇒ Q3へ
- Q2 Q1で①を選択された方におうかがいします。区役所(行政サービス)機能の拡充により期待することについて、あなたのお考えをご記入願います。(自由記載)

①拡充する行政サービスについて	(業務関係)
②区役所に整備する機能について	(施設関係)

- Q3 Q1で③を選択された方におうかがいします。区役所(行政サービス)機能を縮小する場合でも、あなたが区役所に残してほしいことは(3つまで〇)
 - ①戸籍、住民票、印鑑証明、国保、年金に関すること
 - ②福祉(子育て、障がい、高齢者関係など)に関すること
 - ③市税に関すること
 - 4地域振興、行政区に関すること
 - ⑤生活環境(ごみ、環境など)に関すること
 - ⑥商工業・観光・農林水産業に関すること
 - ⑦道路(整備、補修、街灯など)に関すること
 - ⑧市営住宅管理に関すること
 - 9特になし
 - ⑩その他()

Ⅴ:ご意見ご要望をお書きください。

\	D.=C1- +04-	+ 7 - 1 1-		, d. =7.\4\		
今後の区名	受所に期待で	することに	ついて(自	自由記述)		
今後の区行	役所に期待で	することに	ついて(自	自由記述)		
今後の区行	受所に期待で	することに	ついて(自	自由記述)		
今後の区行	受所に期待す	することに	ついて(自	目由記述)		
今後の区名	受所に期待で	することに	ついて(自	自由記述)		
今後の区行	受所に期待す	することに	ついて(É	自由記述)		
今後の区名	受所に期待す	することに	ついて(自	自由記述)		

ご協力ありがとうございました。アンケートはこれで終了です。

アンケートの記入漏れがないか確認の上、同封の返信用封筒(**切手不要**)にこの用紙のみを入れて、7月2日(月)までに投函いただきますよう、お願い申し上げます。

お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

お問い合わせ先:南相馬市総務部財政課

新庁舎建設担当

電話: 24-5225 内線327